

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 7 日

関 係 各 位

中国運輸局海上安全環境部
船舶安全環境課

保障契約証明書（PI 保険証明書）の更新について

平素より当局海事行政に係るご協力を賜り、御礼申し上げます。

さて、油賠法改正に伴い、標記証明書（相当証書）を交付しておりますが、この証明書はPI 保険の有効期間に連動しており毎年、更新が必要となっております。

旧証明書の有効期間満了日の3ヶ月前から申請ができますので可能な限り早めの申請をお願いします。

【申請方法】

窓口申請（地方運輸局の本局のみ受付）、郵送申請、電子申請でお願いします。

【申請必要書類】

- (a) 交付申請書（下記ホームページに様式があります。）（押印不要です。）
- (b) PI 保険の契約書の写し（保険証券の写し）※
- (c) 手数料（証明書一枚あたり収入印紙7,000円を貼付）
- (d) 証明書を郵送で受領したい方は簡易書留に必要な切手を貼付した返信用封筒

【その他の申請必要書類】

・代理申請の場合は「委任状」。船のトン数等に変更があった場合は「船舶国籍証書」又は、「登録事項証明書の写し」、「総トン数計算書の写し」が必要になります。

※保険証券は更新日前後に発行され、申請が遅くなる場合があります。「保障契約締結証明書」「保障契約引受書」等でも申請可能ですので各保険会社にお問い合わせ下さい。

○旧証明書の有効期間満了後には、旧証明書の返納が必要です。郵送でも結構ですので下記まで返納下さい。

・申請書への押印は不要になりました。

また、以下の国土交通省ホームページにおいて改正「船舶油濁損害賠償保障法」のお知らせを行っておりますので、確認をお願いします。電子申請の方法も記載されています。

http://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_tk6_000035.html

（「改正油賠法」で検索→改正「船舶油濁損害賠償保障法」への対応について（令和2年3月1日））

■ 申請・お問合せ先 ■

中国運輸局海上安全環境部船舶安全環境課

〒730-8544 広島市中区上八丁堀6番30号 広島合同庁舎4号館3階

TEL 082-228-8794 FAX 082-228-7989

E-mail : cgt-yubai@mlit.go.jp